五　こども子育て費	十八歳以下人口	算式	$\frac{\sum_{n=30}^{令6}(B_n \times C_n) + \sum_{n=令2}^{令6}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令2}^{令6}(F_n \times G_n) + \sum_{n=令6}^{令6}(H_n \times I_n) + \sum_{n=令6}^{令6}(J_n \times K_n) + \sum_{n=令6}^{令6}(L_n \times M_n) + \sum_{n=令6}^{令6}(N_n \times O_n)}{103{,}000\text{円} \times A}$
		算式の符号	
		A　測定単位の数値	
		B_n　一般財源化された次世代育成支援対策施設整備交付金（児童相談所に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額	
		C_{30} ＝ 0.03813	
		$C_{令元}$ ＝ 0.03798	
		$C_{令2}$ ＝ 0.03006	
		$C_{令3}$ ＝ 0.03043	
		$C_{令4}$ ＝ 0.00483	
		$C_{令5}$ ＝ 0.00665	
		$C_{令6}$ ＝ 0.01007	
		D_n　児童相談所整備事業に係る経費に充てるため n 年度に係る許可額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）に相当する額	
		C_{11} ＝ 0.0042	
		C_{12} ＝ 0.0042	
		C_{13} ＝ 0.0104	
		C_{14} ＝ 0.0093	
		$D_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高等学校に係るものの額に相当する額	
		$E_{令2}$ ＝ 0.03006	

五　こども子育て費	十八歳以下人口	算式	$\frac{\sum_{n=30}^{令5}(B_n \times C_n) + \sum_{n=令2}^{令5}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令2}^{令5}(F_n \times G_n)}{98{,}600\text{円} \times A}$
		算式の符号	
		A　測定単位の数値	
		B_n　一般財源化された次世代育成支援対策施設整備交付金（児童相談所に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額	
		C_{30} ＝ 0.03820	
		$C_{令元}$ ＝ 0.02990	
		$C_{令2}$ ＝ 0.03011	
		$C_{令3}$ ＝ 0.00202	
		$C_{令4}$ ＝ 0.00483	
		$C_{令5}$ ＝ 0.00665	
		D_n　児童相談所整備事業に係る経費に充てるため n 年度に係る許可額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）に相当する額	
		E_{10} ＝ 0.0030	
		E_{11} ＝ 0.0090	
		E_{12} ＝ 0.0092	
		E_{13} ＝ 0.0104	
		E_{14} ＝ 0.0093	
		E_{15} ＝ 0.0000	
		E_{16} ＝ 0.0239	
		$F_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高等学校に係るものの額に相当する額	
		$G_{令2}$ ＝ 0.03011	